

令和 2 年第 6 回甲良町議会臨時会会議録

令和 2 年 9 月 2 日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|------|---------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 再議第 1 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（議案第 36 号甲良町認可地縁団体印鑑条例） |
| 第 4 | 再議第 2 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（議案第 37 号甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例） |
| 第 5 | 再議第 3 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（議案第 38 号甲良町町税等寄附金条例） |
| 第 6 | 再議第 4 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（議案第 39 号令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 4 号）） |
| | 再議第 9 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（発議第 15 号議案第 39 号令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正（案）） |
| 第 7 | 再議第 5 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（議案第 40 号令和 2 年度甲良町水道事業会計補正予算（第 1 号）） |
| 第 8 | 再議第 6 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（議案第 41 号契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新）） |
| 第 9 | 再議第 7 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（発議第 12 号甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）） |
| 第 10 | 再議第 8 号 | 令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について（発議第 13 号新型コロナウイルス感染症に伴う P C R 等検査の抜本的拡充と住民支援策の |

拡充を求める決議（案）

◎会議に出席した議員（１１名）

１番	小 森 正 彦	２番	岡 田 隆 行
３番	山 田 充	４番	山 田 裕 康
５番	野 瀬 欣 廣	６番	宮 寄 光 一
７番	丸 山 恵 二	８番	木 村 修 明
９番	建 部 孝 夫	１１番	西 澤 伸 明
１２番	阪 東 佐智男		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総 務 課 長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会 計 管 理 者	宮 川 哲 郎	学 校 教 育 課 長	藤 村 善 信
税 務 課 長	大 野 けい子	建 設 水 道 課 長	村 岸 勉
企 画 監 理 課 長	北 坂 仁	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
住 民 課 長	小 林 千 春	建 設 水 道 課 参 事	丸 山 正
保 健 福 祉 課 長	中 村 康 之	税 務 課 参 事	上 田 真 司
産 業 課 長	西 村 克 英	総 務 課 主 幹	岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	白波瀬 愛
---------	---------	-----	-------

(午前 10 時 35 分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席人数は 11 人です。

議員定足数に達していますので、令和 2 年第 6 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番 山田充議員、4 番 山田裕康議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和 2 年第 6 回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

急遽の臨時議会を招集させていただき、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。そして、大変申し訳なく、おわびを申し上げるところであります。

大町議員につきましては、令和 2 年 7 月 27 日に議員資格を失っておりましたが、行政通知の確認が第 5 回臨時会終了後になったことが原因であります。したがって、第 5 回臨時会に大町議員が議会に出席し、表決に参加したことが違法でありました。

それでは、本日の案件について、その概要を申し上げます。

さきの第 5 回臨時会において議決されました議案第 36 号 甲良町認可地縁団体印鑑条例、議案第 37 号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第 38 号 甲良町町税等寄附金条例、議案第 39 号 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算(第 4 号)、議案第 40 号 令和 2 年度甲良町水道事業会計補正予算(第 1 号)、議案第 41 号 契約の締結につき、議決を求めることについて(甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新)、発議第 12 号

甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）、発議第13号 新型コロナウイルス感染症に伴うPCR等検査の抜本的拡充と住民支援策の拡充を求める決議（案）、発議第15号 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第4号）に対する修正（案）について、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、再議に付すものがあります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**阪東議長** 次に、日程第3 再議第1号から日程第10 再議第8号までの9議案の再議の件を議題とします。

本件は、町長から、8月3日と8月12日に本会議において議決した議案につき、地方自治法第176条第4項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されたものであります。

この際、町長から再議に付する理由の説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** それでは、再議に付す議案の内容についてご説明申し上げます。

今臨時会におきまして再議に付した理由につきましてをご説明申し上げます。

去る8月3日から8月12日まで、令和2年第5回甲良町臨時会において9議案が審議され、採択がされました。その議会に地方自治法第127条第1項の規定により議員資格を失い、公職選挙法第11条の規定で被選挙権を有しない議員が表決に参加し、採決が行われました。この議決が違法と認められることから、地方自治法第176条第4項の規定により、再議に付すものであります。

再議につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、その件について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、個別案件の提案説明、質疑、討論については第5回臨時会で行っていることから省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○**阪東議長** 西澤議員、どのような内容ですか。

西澤議員。

○**西澤議員** 再議第3号について、臨時議会後、認識の変更がありましたので、討論を許していただきたいと思います。

○阪東議長 その内容については、第5回臨時会に行った内容と異なるものですか。

○西澤議員 そうです。

○阪東議長 そしたら、西澤議員、発言を許します。

○西澤議員 それでは、再議第3号 議案第38号について私の認識の変化を申し上げます。

私は、正確で合理的・客観的証拠に基づいて、真に返金しなければならない納税者に還付する仕組みをつくることについては賛意を表明したいと思います。

しかし、Kとしておきますが、Kに対する損害額が確定した後に、データを充当したとする未納者306名の中から二重払いをした方があったこと自体、収納データが正確で、しかも、正確に処理され、精査されたのか、甚だ疑問とするところであります。

しかも、15名の対象者を詳しく見てみますと、例えば、対象者の④については、誤過納金が7万9,000円、そして、還付不能金が14万8,000円。ところが、令和2年7月23日現在の未納額が91万3,000円となっています。

そして、もう一つ、⑪番ですが、この方については還付誤過納金が39万4,000円。ところが、不能金が、つまり、時効が成立してしまった二重払いが92万2,300円あります。ところが、未納金が150万2,000円もあるんです。これが大変不思議であります。

もう一つの事例は⑮番です。還付不能金、つまり、時効が成立してしまった二重払いが60万あるのに、7月3日現在の未納額が33万7,000円ある。この点は非常に不思議でありますし、データそのものが正確なのかどうか、それから、その精査自体が客観的にされたのかどうかについて、資料の提出を本会議でも求めました。委員会でも求めましたが、最後まで出てきませんでした。

そういう点でも、私は、令和2年3月13日の調査の結果の詳細、すなわち、申出者が何を根拠に二重払いをしたと主張しているのか、そして、その主張を町は何を根拠にして二重払いだと認定したのかについて明らかになっていません。その提示が必要だというように思います。その明確にならない時点での条例の制定は必要ないというように思っていますし、232条の2では、寄附金ないしは補助金は、条例を制定しなくても、要綱でも実施ができるというように判断をできると思いますし、弁護士もそういう見解を取っているところがあります。上位法が地方自治法の232条で、そのことがしっかりと規定されています。それに基づいて行えばいいわけで、その場合で

も、客観的・合理的な理由が必要だ、公益上、客観的・合理的な必要が証明されなければならないというように行政実例で述べています。

そういう点から見て、この条例を制定する必要がないということを申し上げて、反対討論とさせていただきました。認識が変わったことについては大変おわびをしたいというように思っています。

○**阪東議長** 続いて、日程第3 再議第1号 議案第36号 甲良町認可地縁団体印鑑条例の再議の件について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

賛成全員です。

よって、再議第1号は可決されました。

続いて、日程第4 再議第2号 議案第37号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例の再議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、再議第2号は可決されました。

続いて、日程第5 再議第3号 議案第38号 甲良町町税等寄附金条例の再議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** 起立多数です。

よって、再議第3号は可決されました。

続きまして、日程第6 再議第4号 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第4号)、再議第9号 発議第15号 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第4号)に対する修正(案)の再議の件について採決します。

この採決は起立によって行います。

再議第9号 発議第15号の再議の件は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席ください。

起立多数です。

よって、再議第9号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く再議第4号 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第4号）の再議について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席ください。

起立全員です。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7 再議第5号 議案第40号 令和2年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）の再議の件について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、再議第5号は可決されました。

続いて、日程第8 再議第6号 議案第41号 契約の締結に議決を求めることについての再議の件について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、再議第6号は可決されました。

日程第9 再議第7号 発議第12号 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の再議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、再議第 7 号は否決されました。

日程第 10 再議第 8 号 発議第 13 号 新型コロナウイルス感染症に伴う P C R 等検査の抜本的拡充と住民支援策の拡充を求める決議（案）の再議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、再議第 8 号は可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって閉会します。ご苦勞様でした。

（午前 10 時 50 分 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 山 田 裕 康